2 (1) 借款は、ルーマニア政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b) 利子率は、年一・七パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十一年とする。

(d) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2) (1)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、公的債務に関するルーマニアの法令に基づく手続（ルーマニアの国家予算に関するものを含む。）に従い、ルーマニアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 ルーマニア政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5 ルーマニア政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してルーマニアにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためルーマニアへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 (a) ルーマニア政府は、次のものを免除する。

ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に関してルーマニアにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施のために必要であり、かつ、ルーマニアにおいて一時輸入の手続の下に置かれる自己の設備及び非消耗資材の輸入及び再輸出に関してルーマニアにおいて課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

8 ルーマニア政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びルーマニアの一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9 ルーマニア政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をルーマニア政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十日に東京で

ルーマニア駐在
日本国特命全権大使　雨宮夏雄

日本国駐在
ルーマニア特命全権大使
アウレリアン・ネアグ閣下

（ルーマニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の了解をルーマニア政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十日に東京で

日本国駐在
ルーマニア特命全権大使
アウレリアン・ネアグ

ルーマニア駐在
日本国特命全権大使　雨宮夏雄閣下

## ○文部科学省告示第五十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表の補助金等の名称の欄中「放課後子ども教室推進事業費補助金」を削り、「放送大学学園施設整備費補助金」を「放送大学学園施設整備費補助金　学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金　学校情報通信技術環境整備事業費補助金」に、「私立学校建物其他災害復旧費補助金」を「私立学校建物其他災害復旧費補助金　理科教育設備整備費等補助金」に、「地域科学技術振興事業費補助金　総合推進費補助金　術推進費補助金　施設共用等促進費補助金」を「国際熱核融合実験炉研究開発費補助金　独立行政法人科学技術振興機構施設整備費補助金」に、「民間スポーツ振興費等補助金」を「民間スポーツ振興費等補助金　競技力向上支援事業費補助金」に、「政府開発援助ユネスコ活動費補助金」を「政府開発援助ユネスコ活動費補助金　地域活性化・公共投資臨時交付金　地域活性化・きめ細かな臨時交付金」に、「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金　文化芸術情報電子化推進費補助金」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行し、平成二十一年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「理科教育設備整備費等補助金」については、平成二十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。